

平成20年5月19日

保護者様

保 存 版

京都市立静原小学校
校長 榎木 稔

台風に対する非常措置について

平素は、本校教育にご協力いただきましてまことにありがとうございます。台風発生に関する報道がなされるような時期になってまいりました。そこで、本校におきましては、台風により、〈京都府南部〉あるいは〈京都・亀岡〉に〈暴風警報〉が発令された場合には次のような措置を執りますので、テレビ・ラジオなどの報道に注意してください。

記

1. 登校前に発令された場合

午前7時現在、〈京都府南部〉あるいは〈京都・亀岡〉に〈暴風警報〉が発令されている場合は、臨時休業とします。

〈暴風警報〉が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

【解除の場合】

- ① 午前7時までに解除になった場合・・・平常授業
- ② 午前9時までに解除になった場合・・・3校時（10：50）から始業
- ③ 午前11時までに解除になった場合・・・5校時（11：35）から始業
(給食は中止です。)
- ④ 午前11時現在、警報発令中の場合・・・臨時休業

2. 在校中に発令された場合

気象状況・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。尚、帰宅させる場合には集団下校とさせていただきます。

※ 台風の接近時には静原川の増水も考えられます。川に近づかないこと、歩く時は川から離れた反対側を歩くことなどをご指導ください。